

精神障害者医療費助成制度



精神障害者医療費助成制度とは

精神障害者医療費助成制度は、精神障害者に対して医療費の一部を助成し、地域で安心して暮らせる環境をつくることで、精神疾病や身体合併症の重症化予防のほか、障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

助成の対象

- 大竹市に住民登録をしている方
- ※ 市外の住所地特例施設に転出した大竹市国民健康保険被保険者および県外の住所地特例施設に転出した広島県後期高齢者医療被保険者は、対象となります。
- ※ 住所地特例制度により、他市町村でひとり親家庭等医療費助成制度の受給者証の交付を受けている方は対象となりません。
- 精神障害者保健福祉手帳 1 級と自立支援医療（精神通院）受給者証のどちらも所持している方。ただし、65 歳以上の方は後期高齢者医療制度への加入が必要です。
- ※ 子どもは、子ども医療費助成制度を申請することで医療費が無料となります。
- 国民健康保険、後期高齢者医療制度、各社会保険のいずれかの被保険者、または被扶養者
- 対象者ならびに対象者と生計同一関係にある扶養義務者全員の所得が基準額以下の方
- ※ 扶養義務者とは、配偶者、子、孫、その他の直系親族および兄弟姉妹のことをいいます。

【基準額】

(本人)

扶養親族等の数	基準額
0 人	1,695,000 円
1 人	2,075,000 円
2 人	2,455,000 円
3 人	2,835,000 円
※扶養親族が 1 人増すごとに 380,000 円加算	

(扶養義務者等)

扶養親族等の数	基準額
0人	6,287,000円
1人	6,536,000円
2人	6,749,000円
3人	6,962,000円
※扶養親族が1人増すごとに213,000円加算	

【控除対象】

(本人)

- 障害者控除
- 特別障害者控除
- 寡婦、寡夫、勤労学生控除
- 特別寡婦控除
- 配偶者特別控除
- 雑損、医療費、小規模企業共済等掛金控除
- 肉用牛の売却による事業所得に係る地方税の課税特例
- 社会保険料（実費）

※ 老人扶養親族10万円加算、特定扶養親族25万円加算、控除対象扶養親族（19歳未満に限る。）25万円加算

(扶養義務者等)

- 障害者控除
- 特別障害者控除
- 寡婦、寡夫、勤労学生控除
- 特別寡婦控除
- 配偶者特別控除
- 雑損、医療費、小規模企業共済等掛金控除
- 肉用牛の売却による事業所得に係る地方税の課税特例
- 80,000円（社会保険料相当額として控除）
- 低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除

※ 老人扶養親族6万円加算

医療費の助成内容

かかった各種医療保険が適用される医療費から公的給付等と一部負担金を差し引いた額を助成します。

※ 助成開始は、精神障害者保健福祉手帳の有効期間内で自立支援医療受給者証の有効期間の始期が重複する日の属する月の初日または、精神障害者保健福祉手帳の始期が自立支援医療受給者証の有効期間内と重複する日の属する月の初日からとなります。

※ 県内の医療機関で受診するときは、必ず窓口で受給者証の提示が必要です。

※ 第三者行為により医療機関で受診する際は、受給者証を使用せず、保健医療課国保年金係にご連絡ください。

■一部負担金

- ・ 医療機関ごとに 1 日 200 円まで（医科と歯科は別）
- ・ 調剤は無料

※ 限度額は 1 月あたり通院の場合は 4 日（最高 800 円）となります。

※ 入院は対象外です。

■助成の対象とならないもの

- ・ 保険適用外のもの

[適用外の一例] 入院時食事代・個室料・予防接種代・文書料・薬剤容器代・
200 床以上の病院での紹介状なしの初診料加算部分（選定
療養費）など

申請するときは

■申請場所

大竹市役所保健医療課

■申請に必要なもの

- 対象者全員のマイナ保険証または資格確認書など

※ マイナ保険証の場合は「資格情報のお知らせ」または「マイナポータルの資格情報画面」の写しを提出してください。

- 精神障害者保健福祉手帳
- 自立支援医療受給者証（精神通院）
- 精神障害者医療費受給資格認定（更新）申請書（申請書は市役所にあります。）
- 個人番号確認書類（マイナ保険証以外の方）

県外受診をした場合

県外の医療機関で受診した場合、精神心身障害者医療費受給者証は使用できません。県外で受診した場合は、保険診療に対する医療費をお支払いの上、後日、市役所で医療費の支給申請書をしてください。申請書は市役所または支所にあります。

■医療費支給申請に必要なもの

- 領収書の原本（保険点数等の記載があるもの）
- 受給者名義の預金通帳（受給者が15歳未満の場合は保護者）
- 受給対象者全員のマイナ保険証または資格確認書など
※ マイナ保険証の場合は「資格情報のお知らせ」または「マイナポータルの資格情報画面」の写しを提出してください。
 - 精神障害者医療費受給者証
 - 個人番号確認書類（マイナ保険証以外の方）

申請後の手続き

次のような場合は届出が必要です。

※ 届出を提出せずに受給者証を使用した場合には、返還金が発生する場合があります。

○ 大竹市外へ転出するとき

住所地特例により引き続き大竹市から助成を受ける方は、住所変更の手続きをしてください。

○ 加入している保険が変更となったとき

新しく加入した保険資格情報がわかるもの（資格情報のお知らせなど）を持参してください。

○ 住所を変更したとき

○ 受給者証をなくしたとき

再発行の手続きをしてください。（発行までに1週間ほどかかります。）

○ 扶養義務者等に変化があったとき

○ 生活保護を受けるようになったとき

更新について

- 毎年8月1日に受給者証を更新します。
所得審査を行い、8月1日以降も引き続き対象となる方には、7月末頃に新しい受給者証を送付します。
- また、手続きが必要な方には、個別に案内を送付します。
- ※ 年度の途中で65歳になる方は、後期高齢者医療制度への加入が必要となります。
- ※ 精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療受給者証（精神通院）の有効期限が過ぎている場合は更新できません。それぞれの手帳に関しての更新手続きをお願いします。
- ※ 対象とならなかった方には喪失通知を送付します。

適正受診のお願い

医療費の助成は公費で賄っているため、過度な受診や、念のためと薬を多くもらうなどの行為は、医療費の増加につながります。医療費の増加が続けば制度の維持にも支障がでてきます。限られた財源を有効に活用して、制度を維持できるよう適正な受診をお願いします。